

# 「市民生活と同和問題（部落差別）」

大阪企業人権協議会

企業人権協サポートセンター長

芝本 正明

## 目次

### 1. 同和問題（部落差別）の基本的理解

# 1. 同和問題（部落差別）の基本的理解

## ■ 同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

（「ゆまにてなにわシリーズ」vol.33 大阪府2019年3月発行）

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題（部落差別）の基本的理解

## ■ 部落差別の歴史 ①

### 1. 中世

多様な被差別民が存在。その人々は、さまざまな形で日本の文化や暮らしに関わっていた人たちでもある。ただ、これらの人々に対する卑賤視が存在し、これが近世における部落差別の原型（「人が人を差別する」）となった。（なお、この時代の差別は、社会の人々の中にはあったが、政治的・制度的に固定された差別ではない）

### 2. 幕藩体制時代

幕藩体制の確立とともに、法的・制度的な身分制度のもとで、武士、百姓、町人とは別の身分（これらの身分は中世末期に存在していた被差別民などを核として固定化された）に置かれた人達があった。このような封建的支配を固めるための身分の制度化・固定化によって、人々の差別意識がさらに助長され、差別が生活の規範となっている社会（「差別が当たり前の社会」）が生まれた。

### 3. 明治

明治政府は、【解放令】（1871（明治4）年）を布告して、「今後、えた・ひにん等の称号を廃し、身分・職業とも平民同様にすべし」と近世賤民身分制度を廃止した。これによって、「差別が当たり前」の社会から、「差別は不当なもの」とする根拠が成立した歴史的意味は大きい。

### 4. 明治～現代

このように解放令によって法的・制度的差別はなくなったが、現実には今日に至るまで「差別が存在する社会」である。（参考文献「部落史に学ぶ」解放出版社）

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## ■ 部落差別の歴史 ②

～明治以降の部落差別をとらえる3つの観点～

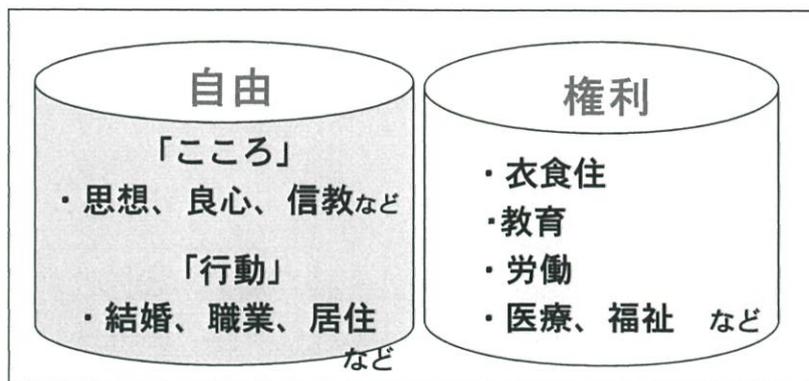
- ◇明治政府の近代化政策(殖産興業、地租改正等)によって、農村から都市に大量の労働者が集まるなかで、多くの生活困窮者が都市の被差別部落に流入した。
- ◇解放令によってもたらされた職業の自由化や、1980年代の松方デフレ政策による急激な増税・緊縮財政が招いた大不況は、部落固有の産業を崩壊させ、生活の困窮化や低位な生活実態を招いた。
- ◇困窮化が進む被差別部落に対して、国家規模で進んだ近代化の中で高まった「衛生観念」や「優生思想」などが新たな偏見を生み出した。

(参考文献「部落史に学ぶ」解放出版社)

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

「人権」とは、全ての人が、  
人間らしく幸せに生きるために、  
持っている「自由」と「権利」の総称です。



保障・擁護

日本国憲法・個別法等

部落差別

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## 今でも部落差別はあるのか?～市民の意識～

(2010年度大阪府「人権問題に関する府民意識調査」)

### ■ 同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今も残っていると思うか。

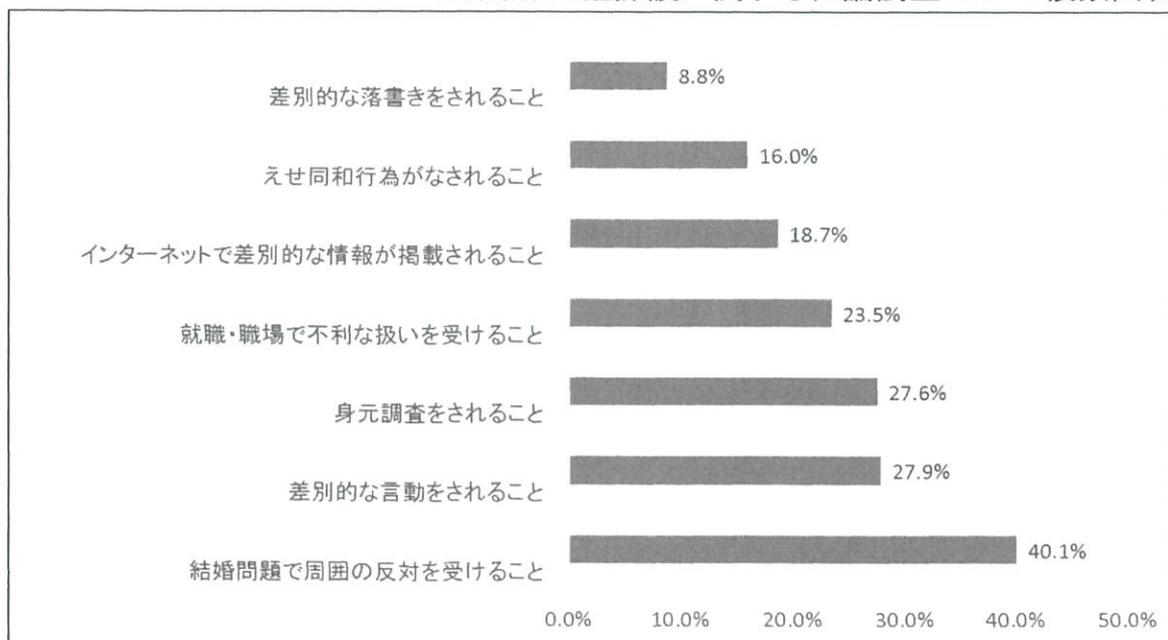
- ・差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている 53.5%
- ・差別意識は今もあまり変わらず残っている 13.2%
- ・差別意識はさらに強くなっている 0.3%

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## どのような部落差別問題が起きていると思うか?

(内閣府人権擁護に関する世論調査H29 複数回答)



大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

### 法務省の人権擁護機関が取扱った差別事案

(平成30年度)

#### 差別待遇事案は615件

(内訳)

- ・障害者に関するもの 235件
- ・同和問題(部落差別)に関するもの 92件
- ・外国人に関するもの 62件
- ・高齢者に関するもの 37件
- ・疾病患者に関するもの 26件
- ・性自認に関するもの 12件
- ・性的指向に関するもの 5件

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

### さまざま形で現れている部落差別

- ・「全国部落調査」復刻版出版事件
- ・戸籍謄本等不正取得事件
- ・土地差別調査事件
- ・公的機関・職員による差別事件
- ・差別投書・落書き・電話
- ・インターネットによる差別事件
- ・ヘイトスピーチによる差別事件
- ・地域社会における差別事件
- ・就職差別事件
- ・結婚にかかわる差別事件
- ・教育現場における差別事件
- ・宗教界における差別事件
- ・マスコミ・出版界における差別事件
- ・エセ同和事件

(出典:部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編  
「全国のあいつぐ差別事件」2018年度版)

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## ■ ネット上の部落差別の現状

### ① デマ・差別情報の蔓延・拡散

⇒例: Yahoo! 知恵袋、ウィキペディア、YouTubeなど

※「同和」検索1000件 (公財)反差別・人権研究所みえ(2013年)

・偏見に基づく差別的質問	33 %
・知識を問う質問	31 %
・身元調査に関する相談	7 %
・結婚差別	2.5%
・土地差別	2.5%

### ② 検索上位は「部落地名総鑑」(どこ?だれ?)

⇒ネット上で身元調査が公然と行われている!

### ③ ネット上の差別・人権侵害は「無法地帯化」

⇒現実社会の人権基準を破壊!

(出典:部落解放研究第51回全国集会 川口泰司氏報告から)

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## ■ ネット上で見られる部落差別行為

※Twitter等のSNS、質問サイト、掲示板、動画、地図、サイトなど

- ①所在地: 部落の所在地情報の公開・問い合わせ・教示
- ②土地差別: 部落の物件忌避に関する投稿
- ③結婚差別: 部落出身者との結婚差別・交際差別に関する投稿
- ④身元調査: 部落出身者の身元調査に関する投稿
- ⑤個人暴露: 部落出身者を本人同意なく暴露・公開している投稿  
(アウティング)
- ⑥デマ偏見: 部落差別への差別意識や偏見を助長する投稿
- ⑦中傷攻撃: 部落出身者・関係者個人への誹謗中傷や攻撃的な投稿

(出典:部落解放研究第51回全国集会 川口泰司氏報告から)

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 1. 同和問題(部落差別)の基本的理解

## ■ 部落差別解消推進法の制定

(部落差別の解消の推進に関する法律 平成28年12月16日公布・施行)

### 第1条 目的

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



**立法の背景に、インターネットを悪用した部落差別の深刻化**

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 目次

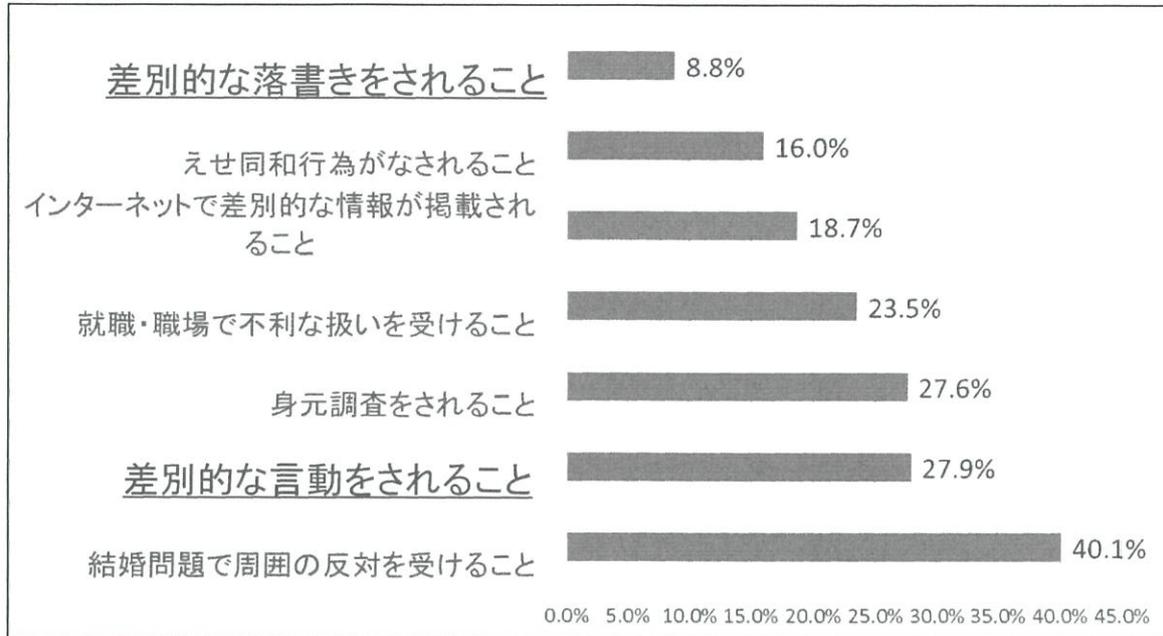
### 2. 部落差別に関わる言葉・表現の理解

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

(再掲) どのような部落差別問題が起きていると思うか？

(内閣府人権擁護に関する世論調査H29 複数回答)



大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別の形態と段階

●偏見の強さの度合いにより差別行為はエスカレートする

第一段階「誹謗」「侮辱」⇒

差別発言・差別落書

第二段階「忌避」

第三段階「排除」

第四段階「隔離」

第五段階「身体的攻撃」

第六段階「絶滅」

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 人権侵害事象への接触、対応

(大阪府「人権問題に関する府民意識調査2015年」)

最近5年間に人権上問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがあるか

「ある」 43.3%  
「ない」 54.6%

	(%)
セクハラ・パワハラ	27.4
子ども	16.7
高齢者	13.8
女性	13.3
障がい者	12.8
<b>同和問題</b>	<b>11.6</b>
こころに関する人権問題	7.7
外国人	7.5

見聞きした  
場所

	(%)
職場	37.8
地域社会	32.7
インターネット	16.0
その他(注1)	13.3
学校	7.1

(注1)その他には、報道、友人・知人等、  
家庭・家族等が含まれる。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別発言に対する態度

(大阪府「人権問題に関する府民意識調査2010年」)

差別発言に対する態度	(%)			(%)	
	2010年	2005年		2010年	2005年
差別的な発言があったと指摘して、 差別について話し合う	9.4	14.6	}	反論対処	38.9 46.5
表立って指摘しないが、差別はい けないことを何とか伝えようとする (思う)	29.5	31.9			
何もせずに黙っている(と思う)	15.9	22.8	}	回避対処	31.6 41.0
他の話題に転換するよう努力する (と思う)	15.7	18.2			
表向きは話をあわせて相槌を打っ たり、自分も差別的な言葉を口に したりしてしまう(と思う)	2.9	2.9	}	同調対処	2.9 2.9
わからない	12.8	—			

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 言葉と人権を考えるにあたって

- 使ってはいけない言葉はない。しかし、現実には、一つの言葉で「傷つけられた」「差別された」と感じる人がいる以上、その言葉を使用することは慎まなければならない。
  - また、問題のある言葉の暗記や、言い換えではなく、その言葉に込められている偏見・差別意識に問題の本質があることを理解することが大切である。
- 問われるべきは、言葉ではなく人権意識である！**

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別語とは

- ・他者の人格を個人的にも集団的にも傷つけ、蔑み、社会的に排除し、侮蔑・抹殺する暴力性を持つ言葉。
- ・主に自己選択できない自然的・社会的属性を差別の対象とされた人や集団を卑しめるために使われる。
- ・差別語は、さまざまな違い(区別)を差別の手がかりに、理由づけして極めて排他性をもって生み出される。
- ・差別語には、その言葉がさし示す差別的実態と社会的現実が反映している。

引用: にんげん出版「差別語・不快語」(小林健治著)より

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別語とは（その1）

差別語と呼ばれる言葉は、それが意味する  
「原意(存在・実態)」と「差別性」  
の2つの側面を持っている。

原 意：その言葉が指す対象の存在・状態

差別性：対象に対する蔑視・侮辱

例：「部落」という言葉の原意と差別性  
を考えてみましょう！

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

### 差別語とは（その1）

例：「部落」という言葉の  
“原意(存在・実態)” と “差別性”

原意： もともと、集落の単位の呼称

差別性： 被差別部落に対する差別的略称と  
して使われることが少なくない。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別語とは（その2）

差別語は、  
その言葉そのものに固有の歴史的・社会的背景がある。  
その時代・社会状況における偏見に基づく差別性を含んでいる言葉である。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別語とは（その3）

差別語は、  
その言葉が指す人々を巡る差別的実態が変わらない限り、社会状況に応じて、新たな差別語が生まれる。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別語とは（その4）

差別語といわれる言葉は、近代になって、人権意識の高まりとともに意識されるようになった。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別表現とは（その1）

- ◆差別表現(発言)とは、文脈の中に差別性が含まれているもの。
- ◆差別語が使用されているか否かは直接関係しない。
- ◆差別語を別の言葉に言い換えても、その表現全体として差別性があれば差別表現となる。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別表現とは（その2）

- ◆ 差別表現には、言葉だけでなく、動作や行為、イラスト等で侮辱する表現も含まれる。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## 2. 部落差別に関わることば・表現の理解

### 差別表現とは（その2）

表現（発言）者に侮辱等の意思がない場合でも、客観的にその表現が、他者やその集団を侮辱し、尊厳を傷つけるものであれば、差別表現、あるいは人権上不適切な表現となる。

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

# 差別表現とは (その5)

## 「差別」落書きを見つけたら！

### ①落書発見⇒施設管理者へ報告

※大切なことは、現場(落書)保存！

写真・記録する。紙で覆う。施設を使用禁止。など

### ②行政(区役所人権担当)連絡

### ③行政の確認・指示・復元

企業の場合、  
社内チェック

### ④人権部署による再発防止策

名誉棄損・侮辱・器物損壊・偽計業務妨害罪

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

## おわりに

差別語(表現)の問題は、単なる「言葉」の問題ではない。

「なぜ、その言葉(表現)を使うのか」、「どのような意図で使っているのか」「差別された人たちに、どのような意識を持っているのか」を問うことが大切である。

※今回の講義は、主に下記の文献を参考にしました。

「差別語・不快語」(小林健治著)

大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】